取扱注意

登校に関する意見書の提出について（お願い）

大阪府立福泉高等学校長

医師により下表の感染症と診断された場合は、学校保健安全法により出席停止とし、感染のおそれがなくなるまで休養を取っていただくことになっています。
本用紙に医療機関で記入していただき、次回登校の際に学校へご提出ください。

学校保健安全法で定められた感染症		
種別	疾病名	出席停止の期間の基準
1種	ｴﾎﾞﾗ出血熱、ｸﾘﾐｱ・ｺﾝｺﾞ出血熱、痘そう、南米出血熱、ﾍﾟｽﾄ、ﾏｰﾙﾌﾞﾙｸﾞ病、ﾗｯｻ熱、急性灰白髄炎、ｼﾞﾌﾃﾘｱ、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ ※新型ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ等感染症	治癒するまで
2種	ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ（特定鳥ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ除外）	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（ﾌﾟｰﾙ熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失または5日間の適正な抗菌剤治療の終了まで
	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
3種	流行性角結膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	ｺﾚﾗ、細菌性赤痢、腸ﾁﾌｽ、ﾊﾟﾗﾁﾌｽ	
その他	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定された指定感染症（感染性胃腸炎、ﾏｲｺﾌﾟﾗｽﾞﾏ感染症、溶連菌感染症等）	※本校での流行状況等により、出席停止になる可能性がある疾病です。医療機関で意見書に記入してもらう前に学校までお知らせください

登校に関する意見書

診断名

【　　年　　組　　番　　さん】は【　　】のため

【　　月　　日～　　月　　日】から静養中でしたが

感染のおそれがきわめて少なくなったので【　　月　　日】以降の登校が可能であると判断しました。

☐ いまだ病名の確定には至っていませんが、下のような病状から「感染のおそれなし」と判断できません。
現時点での登校は不適切であると判断します。

☐血液・粘液を含む便　☐24時間以内に複数回の嘔吐　☐原因不明の発疹　☐がんこな咳嗽
☐発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛　☐唾液腺の腫大　☐よだれを伴う口内痛・口内炎

☐その他【　　】

年　　月　　日

医療機関名

診察医師